2月定例県議会一般質問

2016年3月2日日本共産党 吉田英策議員

日本共産党の吉田英策です。県政一般について質問いたします。

まず企業誘致と地域経済についてです。

会津若松市の半導体製造大手ジェイデバイスの工場閉鎖は、地域の雇用と経済にとって 大きな影響を及ぼしました。ジェイデバイスは、全国に14拠点を持つ半導体製品組み立 て大手です。会津若松工場の従業員は340人が働いていました。同社は、従業員を北海道 や九州の工場に配置換えし雇用は確保するとしていますが、従業員が遠隔地に移るのは難 しいとされています。

過去の企業の事業再編で県内の製造拠点が閉鎖・縮小された例では、2013 年の日本たば こ郡山工場の閉鎖。2015 年にはパナソニック福島工場がデジタルカメラの生産を停止して います。

今年1月には、泉崎村の㈱タイテックソリューションズが経営破綻しました。タイテック社は県のふくしま産業復興企業立地補助金約3億8千万円を受け2013年11月に操業を始めています。このままでは補助金が水泡に帰す結果となりかねません。

ふくしま産業復興企業立地補助金を受けた県内企業は 285 社、金額は 960 億円に及び、 雇用は約 3,000 人にすぎません。補助金の原資は税金ということを考えれば、より有効に 企業発展と地域貢献のために使われることが望まれます。

県は企業を誘致するために、補助金、工業団地の造成などを行なっています。しかしこうした企業誘致の在り方は、いったん工場閉鎖や企業の倒産といった場合、その影響は雇用や地域の経済に大きな影響を与えます。県は、補助金支給の要件としては企業に対し最近の3年間の決算報告を求めています。

ふくしま産業復興企業立地補助金の採択にあたり、県はどのような観点で審査している のかお伺いします。

また、ふくしま産業復興企業立地補助金の交付を受けた企業が倒産した場合、補助金の返還を求めるべきと思いますが、県の考えをお伺いします。

大手企業の誘致以上に、地元企業の育成に思い切って軸足を移し、これまで以上に地元 企業の育成、支援に力を入れるべきです。

県内中小企業の技術力向上にどのように取り組むのか、県の考えをお聞きします。

次にDIOジャパン関連子会社の補助金返還問題についてです。

1月22日、DIOジャパン問題で労働者救済の立場でかかわってきたいわき市労働組合総連合といわきのコールセンターを考えるいわき市民の会は連名で、いわきの地方振興局において、県知事あてに「DIOジャパンによる補助金不正を見逃した責任を認め、いわき市に返還請求をしないことを求める要望書」を提出しました。要約すれば1つは、不正を見逃した県の責任を認めること。2つは、いわき市に不正額の返還を求めないこと。3つは厚労省に徹底した再調査を求め報告を求めること。4つは元従業員に対し未払い賃金全額を支給する措置を講じることです。

DIOジャパン関連子会社であるいわきコールセンターの補助金返還問題について、県 は不適正事案を見逃した責任を認めるべきと思いますが、お考えをうかがいます。

また、いわき市に不適正な支出とされた補助金の返還を求めるべきでないと思いますが、 県の考えをお聞きします。

次は公契約条例についてです。

建設業界などでは、多重下請け構造のもと下請け業者への単価の切り下げや現場で働く 労働者の賃金が低く押さえられる、業務委託においても賃金が低く抑えられていると労働 者からの声が寄せられています。また、公共施設における清掃や警備といった業務におい ても人件費抑制が懸念されます。

県が発注する公共事業や業務委託において適正な労働条件を確保するため、公契約条例 の制定が必要と思いますが、県の考えをお聞きします。

次に小名浜港の整備についてです。

小名浜港東港の事業費は総事業費 953 億円にも上る巨大プロジェクトとして進められています。当初事業費 730 億円から約 200 億円も増え、さらに増えることも懸念されます。目的は、大型船舶による石炭の大量一括輸送を可能とし、東日本地域の石炭の安定的かつ安価な石炭輸送の実現です。エネルギーとして石炭を使うことは環境に大きな負荷を与え、事業全体は環境にも財政にも配慮することが重要と考えます。

小名浜港東港地区の今後の整備について、進捗状況と今後の見通しについてお尋ねします。

その一方で既存埠頭の整備が遅れているという指摘が港湾労働者や港湾関係者から出さ

れています。夜間作業時の照明施設などが不足し作業の安全にも支障をきたしています。 小名浜港5・6号ふ頭地区における照明施設の整備について、県の考えをお聞きします。

次に地球温暖化対対策についてです。

昨年12月のCOP21「パリ協定」では、世界196ヵ国・地域が初めて温室効果ガス削減を約束しました。産業革命以前から2度未満、1.5度未満を努力目標と明記しました。パリ協定をふまえれば化石燃料の利用を抑えることは不可欠といわれています。

温室効果ガスの削減を世界各国が初めて約束した歴史的協定であるパリ協定について、知事の考えをお聞きします。

いま、「脱炭素」は世界の大きな流れになっています。アメリカは規制方針を示し、イギ リスは 2025 年をめどに既存の石炭火力発電所の撤廃を決めました。国際的には、温暖化対 策で石炭火力からの離脱は最優先の課題として位置付けられています。

ところが、日本では今後47基の石炭火力発電所建設が予定される中で、丸川珠代環境大臣はCO2排出量が多く「是認できない」と新設に慎重だった石炭火発の建設を、「電力業界の管理を強化する」ことを条件に「容認する」との立場へ転換しました。石炭火力発電は高効率でも長期にCO2を排出し続けるのであれば、環境への影響は甚大なものがあると考えるべきです。

「脱炭素」の流れに逆行する石炭火力発電所の新設は、これ以上認めるべきでないと思いますが、県の考えをお聞きします。

次は介護の問題です。

「安心した老後を送りたい」これは介護利用者、家族の率直な思いです。ところが、介護の現場は、介護労働者の不足、それによるサービス内容の変更、または事業所閉鎖が増え、介護利用者が十分なサービスを受けることができないという事態が起きています。

厚生労働省は昨年6月、2025年には、37万7,000人の介護労働者が不足すると発表しました。介護労働者の賃金は全産業平均から10万円も安いと言われ、「やりがいはあるが働き続けることは困難」という実態があり、深刻な労働者不足にあります。人材の確保ができずに施設経営も困難になっています。人材確保のためにも、処遇の改善は急を要します。

こうした中で政府は、要支援高齢者を介護保険から外して市町村総合支援事業へ移行し、 昨年4月には介護報酬の引き下げを行いました。これにより一層の困難を介護現場に持ち 込んでいます。地域支援総合事業の実施に伴って、担い手を専門職から無資格者、ボラン ティアやシルバー人材センターへ移行などが検討され、専門職のサービスから「素人のお 世話」に替わることが懸念されています。

いま行うべきことは、介護職員確保のためにも、介護報酬の大幅な引き上げと介護職員 養成のための養成施設の建設、そして賃金引き上げと処遇の改善です。介護の現場からは 「月額10万円以上の引き上げ」「介護報酬の大幅なプラス改定」を望む声が出されていま す。

介護職員の賃金の引上げは焦眉の課題と思いますが県の考えをお聞きします。

県内における介護職員の賃金、離職の実態をどのように把握しているのか、お聞きします。

また、県内の介護保険事業所について、直近の廃止の件数と主な理由をお尋ねします。 特に少ない浜通り地域の福祉や介護の人材を確保するため、介護福祉士等養成施設の設 置を支援すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次は、いわき市における医療提供体制についてです。

いわき市の救急医療は危機的状態にあるといわれています。震災前からの医師不足に加え、救急搬送が増加し、医師、看護師、受け入れ医療機関の負担が増大しています。救急搬送数は、震災前から比べれば増加傾向にあり、救急医が不足しています。こうした中、搬送先がなかなか決まらず、患者家族の不安、救急搬送を担う消防隊員の苦労は大変なものです。救急医療を充実するためにも医師の確保は喫緊の課題です。

県は、いわき市における医師確保にどのようにとりくんでいるのか、県の考えをお聞き します。

また救急搬送は、いわき市内に受け入れ病院がない場合、近隣の市町村に搬送されることになります。県は、県内7つの医療圏を設定し、「二次医療圏ごとに課題を解決し、医療機関の役割に応じた医療機能強化を図り、質の高い医療供給体制の構築を目指す」としています。いわき市は、避難者の受け入れや原発労働者や除染労働者で対象人口が増えており、実態に見合う対策が必要と考えます。

いわき市における救急医療の機能を強化するため、施設や設備の整備が必要と思いますが県の考えをお聞きします。

次は、18歳選挙権及び高校の政治教育についてです。

18歳選挙権が今年の参院選挙から実施することになり、文部科学省は、昨年10月、「旧

通知」を廃止し、新たに「高等学校における政治的教養の教育と高等学校による政治的活動等について」を各都道府県に通知し、それにもとづき「Q&A」集を作成しました。

この「通知」は、生徒の政治的活動等について「生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲で制限を受ける」として学校長の判断を優先し、デモ・集会を届け出制にしています。また、学業に支障をきたす場合は、学校は「禁止」を含め「適切に指導を行う」としています。また校外や家庭にまで言及し、活動を制約し、「教職員に対しても学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場にたって生徒に接しないよう」求めています。

本来主権者として自由であるべき政治的活動について、高校生ということで様々な「制 約」が設けられています。それは結果的に生徒、教職員が行う主権者教育を萎縮させるこ とになりかねません。

県立高等学校において、生徒の政治的活動の自由を認めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお伺いいたします。

高校の政治教育の在り方として、現実の政治をきちんと教え、議論することが大事であり、例えば安保法制や消費税、TPPなど日本の今と将来にわたり、現在の高校生にも深くかかわる問題です。

政治教育は、1947年の教育基本法によって定められ、現行の基本法でも「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とされています。これは、戦前の軍国主義教育が国家の政策を無条件に服従する子どもを育てたことを深く反省し、子どもに政治に関する基本的知識を与え、政治的批判力、判断力を養うために構想されたものです。一人ひとりが主権者として政治にかかわる民主主義の社会を築くために不可欠な教育といえます。

現実の政治課題を取り上げることは、文科省も認めたように生きた教育として重要です。 生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合えてこそ、民主主義の国の教育といえ ます。

県立高等学校の政治的教育において、教員が生徒に政治的意見を自由に述べることを認めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

次はスクールソーシャルワーカーについてです。

不登校、いじめ、暴力、発達障害、家庭環境、児童虐待など深刻化する児童生徒の抱える 問題を解決するスクールソーシャルワーカーの役割は大きなものがあります。 いま県内では41人が活動していますがその配置は、県内7か所の教育事務所に17人、22市町村へ24人ときわめて少なく、非常勤の職員です。あるスクールソーシャルワーカーのお話を聞くと、携帯電話を持たされ、24時間対応をせざるを得ない場合もあるとのことです。複雑化する児童生徒の問題を解決するには、スクールソーシャルワーカーの増員と少なくとも正規職員化は急務です。

スクールソーシャルワーカーの増員と常勤職員としての配置をすべきと思いますが、県 教育委員会のお考えをお聞きします。

次は、原発労働者です。

現在1日約6,500人もの労働者が、原発事故の収束のために働いています。労働者の安全と健康管理は、事故収束をおこなう上で最重要の課題になっています。しかし、労働者の状況は大変厳しいものです。原発の収束作業では、多重下請け構造のもと、実際現場で働く労働者は賃金のピンハネが行われています。

労働者の多くは、賃金の中間搾取、社会保険未加入、被ばくしても補償すら受けられない。厚生労働省は昨年10月、東京電力福島第一原発の事故後の作業に従事し、後に白血病を発病した元作業員の男性に対して、労災認定を行いました。業務と発病との関係が否定できないというのがその理由です。

また、東京電力は2月29日、福島第1原発の「凍土遮水壁」の工事に携わった男性作業員が年間40ミリシーベルトを上回り43.2ミリシーベルトの被ばくをしたと発表しました。法令では年間被ばく上限は50ミリシーベルトと定められていますが、凍土壁作業では、東京電力は40ミリシーベルトと定めています。作業員の安全管理に問題があったと思われます。今後の廃炉作業の状況によっては、放射線量の高い場所での作業も予想され、ますます健康管理が重要になります。労働者の待遇の改善が、事故収束の大前提といえます。

原発労働者の法定健康診断について、県は東京電力からどのように報告をうけているのか、お伺いします。

また、原発労働者への賃金が適切に支払われるよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

以上で質問を終わります。

答弁

内堀雅雄知事答弁

吉田議員の御質問にお答えいたします。

「パリ協定」についてであります。昨年12月、COP21において2020年以降の温暖化対策の新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択され、初めて190余の条約締約国全てが地球温暖化対策に合意したことは、大変意義深いものと受け止めており、今後、この協定の下、先進国のみならず全ての国々の取組を通じて、世界規模で温室効果ガスの削減が進むことを期待しております。

このように温暖化対策は、地球規模での対応が求められるものですが、一方で地域や企業、そして私たち一人ひとりが取り組むべき重要な課題であり、引き続き、あらゆる主体と一体となって県民総ぐるみの省エネルギー対策や再生可能エネルギーの飛躍的な導入を推進するなど、温室効果ガスの削減に総合的に取り組んでまいります。

一、企業誘致と地域経済について

商工労働部長

ふくしま産業復興企業立地補助金の審査につきましては、事業計画の内容、事業を円滑に遂行するための経営基盤、地元雇用や地域経済への貢献度などの観点から、審査会において、企業経営等の専門的知識を有するアドバイザーの助言を受けながら審査を実施しているところであります。

次に、ふくしま産業復興企業立地補助金の交付を受けた企業が倒産した場合につきましては、補助金を活用して取得した財産の売却収入等に対し、補助金相当分の返還を求めていくこととしております。

次に、県内中小企業の技術力向上につきましては、これまで、ハイテクプラザによる技術支援や巡回指導、産業復興支援アドバイザーの御用聞き訪問による技術課題の解決や新商品開発への助言などに取り組んでまいりました。さらに、再生可能エネルギーや医療機器、ロボット等の重点分野においては、県内企業等から成る研究会を設置し、最新情報の提供や人材育成等により、技術的基盤の強化を図っております。今後とも、これらの取組を通じて、県内中小企業のものづくりの力を一層高めてまいる考えであります

二、DIOジャパン関連子会社の補助金返還問題について 商工労働部長

いわきコールセンターにつきましては、国の最終報告書において、所有権移転特約付リ

ース契約による財産取得が実施要領等に明らかに抵触することから、不適正事案とされた ところであります。県といたしましては、補助事業の内容について関係資料等に基づき改 めて確認しましたが、一連の事務手続において、補助事業者としての県の役割は、果たし てきたものと考えております。

次に、いわき市に補助金の返還を求めるべきでないことにつきましては、国の最終報告 書において、不適正な支出額は、県が造成した基金に早急に戻されるよう、適切に対応し ていくという処理方針が示されていることから、引き続き国と協議しながら、不適正な支 出額の返還について、事業主体であるいわき市と話合いを進めてまいる考えであります。

三、公契約条例について

総務部

公契約条例につきましては、我が国では既に労働基準法や最低賃金法を始めとした法整備により、労働者の保護が図られているものと考えております。なお、県発注工事においては、現行法制度に加え、元請・下請関係適正化指導要綱に基づき、適正な下請契約の締結や下請代金の支払がなされるよう指導しているところであり、今後も適正な労働条件の確保に努めてまいります。

四、小名浜港の整備について

十木部長

小名浜港東港地区の整備につきましては、国と県が国際物流ターミナル整備事業を進めており、全体事業費約953億円に対し、今年度末には約7割の進捗となる見込みであります。また、今後の見通しについては、国と連携を図りながら、早期供用を目指し、臨港道路や水深18メートルの岸壁、埋立造成などの工事を引き続き進めてまいります。

次に、小名浜港 5 ・ 6 号ふ頭地区における照明施設につきましては、石炭など鉱産品の 取扱量が増加し、荷役作業が夜間まで行われていることから、整備手法等を検討してまい る考えであります。

五、地球温暖化対策について

生活環境部長

石炭火力発電所の新設につきましては、国は、環境影響評価法に基づく審査において国 の温室効果ガス排出削減目標等との整合性を個別に確認していくこととしており、県とい たしましては、その動向も注視し、引き続き、環境影響評価手続の中で、現時点で実行可能な最大限の削減対策を講じるほか、今後の技術開発も踏まえた継続的な取組を通じ 温室効果ガス排出を最大限削減するよう事業者に求めてまいる考えであります。

六、介護問題について

保健福祉部長

介護職員の賃金につきましては、今年度から拡充された介護職員処遇改善加算により一定の改善が図られたところであります。また、介護人材の確保につながるよう、更なる処遇改善についてこれまでも国に要望してきており、今後も引き続き働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、県内の介護職員の賃金と離職の実態につきましては、公益財団法人介護労働安定 センターが実施した調査によれば、平成26年10月1日現在で、時間外勤務手当等を除 く1か月当たりの所定内賃金は18万8,190円、離職率は14.1パーセントとなって おります。

次に、介護福祉士等養成施設につきましては、これまでも学生を募集する活動に対する補助や運営費の一部補助を行ってきたところであります。新年度は新たに、社会福祉法人等が養成施設を設置する際に必要となる実習用の設備や備品の整備に対する補助制度を創設し、設置者の負担軽減を図ることとしており、今後とも、福祉・介護人材の確保に向けしつかりと取り組んでまいります。

七、いわき市における医療提供体制について

保健福祉部長

いわき市の医師確保につきましては、市内の医療機関に対して、県立医科大学の教員や 災害医療支援寄附講座を活用した医師の派遣を行うとともに、震災で離職した医師を雇用 した場合や、県外の医療機関から医師の転入又は派遣の受入れを行った場合に、人件費等 の補助を行っているところであります。

次に、いわき市の救急医療につきましては、増加する医療需要に対応していくため、浜通り地方医療復興計画に基づき、いわき市の中核となる総合磐城共立病院の新病院整備や、救急医療機関の機能強化につながる施設設備の整備を支援し、2次及び3次救急を担う医療機関の機能強化を進めてまいりました。今後も、医療情報のネットワーク化や、休日夜間急病診療所の整備を支援するなど、引き続き、いわき市の救急医療の充実・強化に取り

組んでいく考えであります。

八、18歳選挙権、高校の政治教育について 教育長

生徒の政治的活動につきましては、国家・社会の形成に主体的に参画することが期待される一方、国の通知により、生徒会活動等において、その本来の目的を逸脱した政治的活動を行うことや、放課後や休目等であっても、日常の学習活動に支障が生じる場合及び違法、暴力的なもの等の場合は、制限又は禁止する必要があることが示されているところであり、県教育委員会といたしましては、今後とも、適切に対応してまいります。

次に、政治教育につきましては、教育基本法等により、政治的中立性の確保が求められていることから、教員は、公正かつ中立な立場で生徒を指導することや、多様な見方や考え方のできる事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であると考えております。今後とも、政治的中立性に配慮し、適切に対応してまいります。

九、スクールソーシャルワーカーについて 教育長

スクールソーシャルワーカーにつきましては、新年度、大学等の関係機関の協力を得ながら教育事務所及び市町村教育委員会に7名増員し、48名を配置する予定であり、また、その職務の専門性、困難性から、社会福祉や精神保健等の知識・技能を有した人材を相当数確保する必要があるため、今後とも、弾力的な勤務形態が可能な非常勤特別職として委嘱してまいる考えであります。

十、原発労働者について

危機管理部長

原発労働者の法定健康診断につきましては、県の労働者安全衛生対策部会において、各 事業者が雇入れの際及びその後6か月ごとに実施し、その受診結果について東京電力とし ても確認を行っていると報告を受けております。

次に、原発労働者の賃金につきましては、これまで労働者安全衛生対策部会等において、 賃金の適切な支給や労働条件の明示等による雇用の適正化などの取組が確実に行われ、労 働者が安定的に、安心して働くことができる環境を整備するよう国及び東京電力に対し繰 り返し求めてきたところであります。

再質問

吉田県議

再質問をさせていただきます。

知事にお伺いをいたします。温暖化の問題は、いま人類が直面する最大の問題だと考えています。人類が将来にわたり健康で文化的な生活をするためには決して避けて通ることのできない問題です。温室効果ガスの最大の原因である石炭火力発電所の規制は、これも避けては通れない問題だと考えています。石炭の流れは世界の流れに逆行することになると考えています。

パリ協定の温室効果ガス削減をうけ、県のとり組みは省エネの推進、そういうご答弁を されました。県がもっと主体的に石炭を使わない、そういうとり組みを進めていくことが 大事だというふうに考えています。ご答弁をお願いしたいと思います。

次に土木部長にお聞きしたいと思います。小名浜港東港地区の整備については、目的がこの間いろいろと変わるなかで、事業費が大きく増えていると思います。国に大きな比重がある事業といっても、県は3分の1の負担をすることになっています。目的は石炭バルク港の建設ということになります。

質問でも申しましたが、環境問題からいっても、時代に逆行するものだと思います。「石 炭荷上げ港」といって、天下御免で予算をつかい、県民への負担の増加があってはならな いと考えています。これ以上の予算の増加はないのか、今後の整理状況をお聞きいたしま す。

商工労働部長に再質問をいたします。地域経済と雇用の主役は、やっぱり、なんといっても地域企業だと思います。誘致企業や、県内の進出する大手企業が、倒産や撤退があれば、雇用や地域経済に大きな影響を及ぼすというのが、この間の経験であります。倒産撤退があった場合、地元企業そして雇用に大きな影響があります。

地域の企業への支援を充実させるということが本当に必要だと考えております。地域の 技術・技能向上、そういう点で、地域の中小企業への支援のあり方、もう一度質問させて いただきます。

介護保険の問題で、保健福祉部長にお尋ねをいたします。介護をめぐる事件が本当に相次いでいます。老後を安心して、過ごしたいという思いは世代を超えた共通の思いです。

事務所の縮小のなかで、やはり人材不足が一番の理由だと考えております。介護労働者

の方々の処遇改善を本当に、急を要すると考えております。

それに対して、県はどのように果たしていくのか、お尋ねいたします。

再答弁

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。県における地球温暖化対策につきましては、県民総ぐるみの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの飛躍的な導入の推進、あわせて、環境影響評価手続きの的確な運用など、温室効果ガスの削減に総合的に取り組んでまいります。

保健福祉部長

介護職員の処遇等についてでございます。国におきましても、一億総活躍プランの、今春取りまとめる新たなプランにおいては、保育士、それから介護職員等の処遇についても課題として取り上げるということで、会議において表明されておりますので、一つは国の賃金制度についてはですね、国で大きくは決めていただくところになりますので、ここに注目してくほか、県といたしましても、さまざまな支援制度、就学制度、それから養成施設に対する支援などをつうじまして、人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

商工労働部長

地元中小企業の支援を充実させること、誠に重要だと考えております。これまで県では、 ハイテクプラザによる技術支援や巡廻指導、あるいは産業支援復興アドバイザーによるき め細かな指導をおこなってきましたが、今後とも、さまざまなとり組みを通じて、県内中 小企業の物づくりの力を高める施策を展開して参りたいと考えております。

土木部長

小名浜港東港地区の予算増加、いわゆる全体事業費についてでございますが、今年度において、公共事業評価の手続きを進めながら、見直しをおこなっておりまして、国と県と合わせまして、約 953 億円と変更してございます。現在進めております、ターミナル整備事業は、この変更した事業費が必要となりますので、この額で進捗・管理をして参りたいと考えております。

再々質問

吉田県議

再々質問をさせていただきます。18歳の選挙権についてです。高校での政治教育では 今後、さまざまな意見を取り入れて検討していくということが求められていくと思います。

教育長、いま学校の現場で実際に先生の声を聞きますと、なかなか中立性の確保といわれても難しいと。18歳選挙権になって、どう教えていくのかが中々難しいというお話を伺います。

こういうことをやっていいのかと、お聞きすると、「これはダメだ」と、「あれはダメだ」 と。「~するべからず」という、そういう返事が返ってくるお話を聞いています。これは結 局は禁止規定そのものになってしまうのではないか、というような心配をいたします。

諸外国、特にスウェーデンでは、教師が特定の見解を押し付けるのではなく、自分はこう思うと、自分の意見を述べながら授業を進めるのというのが、一般的な授業のおこなわれ方だと聞いています。

18歳になった高校生が主権者として、政治に参加するために様々な規制を設けずに、高校生の自主的な活動を認めるということが大事だと思います。教育長にお聞きします。

もう一つは、同じく教育長にお尋ねいたします。スクールソーシャルワーカーについてです。現在、7人の増員をされたというご答弁でしたが、しかし、スクールソーシャルワーカーに求められている仕事の中身からみると、本当に大変な内容だと思います。

一つの事案を解決するために、複数の役所との交渉や、親御さんとの交渉や、学校との 交渉を進めると。そして、7人増員して全県で41人の配置といっても、1人当たりの、 ソーシャルワーカーの方々が受けもつ学校数は本当に多くの学校ということになってしま います。そういうなかでの活動ということになるわけです。24時間、携帯電話を心配し ながら生活・仕事をせざるをえない、そういう訴えをされました。

増員を7人などと言わずに、もっと計画的な増員をお願いしたいと思います。同時に、 私が質問のなかでも言いました、非常勤から「常勤」化をぜひ、検討をして頂きたいと思います。やはり常勤として、身分をきちんと保証してあげるというのが、仕事を全うする ためにも本当に大事なことだと思います。あらゆる作業で、非正規雇用、派遣労働、非常 勤化が進むなかで、本当に働く方々の待遇が大変になっているわけです。

ですから、子どもたちの成長を本当に大事にするソーシャルワーカーが、「常勤」化として働ける、そういう体制をつくっていくことが大事だと思います。教育長の答弁をお願い

したいと思います。

教育長

まず主権者教育で先生方、また教員の自由な活動でございますが、学校の政治的中立性というのは、教育基本法に基づき規定されているものであり、この「公職選挙法改正」前も後も、これは変わらないものであります。そういうなかで本県の生徒が、一層、政治への関心を高めて、将来にわたって主体的に社会に参加していく力を育むことが出来るように、県教育委員会としても、今後、一生懸命とり組んでまいりたいと思います。

2つ目のソーシャルワーカーの数、それから「常勤」化ということでございましたが、 答弁させていただきましたように、スクールソーシャルワーカーというのは専門性、困難 性から、相当数の人材を常勤ということになれば確保しなければならない、ということに なります。また、勤務形態もですね、非常勤の特別職ということで、今やっていただいて いるわけですが、今年度の数、それから次年度等も予想して、41名から来年度は48名 というかたちで、ある程度これならば、対応できるということでやっておりますので、次 年度はとにかく48名、それから非常勤の特別職としてやっていきたいと考えております。

以上